

参考（改正後全文）

社援発 0727 第 2 号
平成 27 年 7 月 27 日
第 1 次～第 20 次改正
(省略)
第 21 次改正
社援発 0107 第 6 号
令和 7 年 1 月 7 日
第 22 次改正
社援発 0218 第 3 号
令和 7 年 2 月 18 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について

標記については、地方自治体が地域の実情に応じ、生活困窮者や生活保護受給者などの地域の要援護者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することにより、その自立を促進するとともに、生活保護制度の適正実施を推進することができるよう、別紙のとおり「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知の施行に伴い、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日社援発第 0331021 号本職通知）は廃止するものとし、同通知に基づき、平成 26 年度以前に実施された事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(別添9)

生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業実施要領

1 目的

本事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を推進することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適當と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

本事業は、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象として、次の（1）～（4）に掲げる取組等を実施するものである。その目的の範囲内において、地域の実情に応じ柔軟に実施することが可能であり、創意工夫により効率的・効果的に実施することが求められる。

（1）学習支援

高校等受験のための進学支援、学校の勉強の復習、学習の習慣づけ、学び直し

（2）生活習慣・育成環境の改善

ア 子どもに対する支援

（ア）居場所での相談支援

学習・生活支援事業の実施スペース等を活用した支援員による相談支援、子ども同士の交流場所の提供

（イ）日常生活習慣の形成

居場所づくりの場や家庭訪問時における後片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等

（ウ）社会性の育成

日常生活における挨拶や言葉使いに関する助言等

（エ）体験活動等

調理実習、農業体験、年中行事の体験や企業訪問、大学見学等

（オ）高校生世代への支援

高等学校進学者や高校等中退者等に対する居場所の提供や個別相談、職場体験、自立した社会生活を行うための助言等

イ 保護者に対する支援

(ア) 子どもの養育に必要な知識の情報提供等

子どもへの教育の必要性、食生活や衛生環境の改善、子どもとの接し方に関する助言、講座や相談会の開催等

(イ) 巡回支援等を通じた世帯全体への支援

家庭訪問や保護者面談等による相談支援、必要に応じた自立相談支援事業の利用勧奨、各種支援策の情報提供や利用勧奨等

(3) 進路選択等に関する支援等

ア 進路相談等

子ども及び保護者に対する進路選択に関する相談、進学に必要な奨学金などの公的支援の情報提供、子どもの将来の就職に向けた相談支援等

イ 関係機関との連絡調整

ほかの学習支援事業の事業実施者との連絡調整、教育機関をはじめとした各種支援者との情報交換や会議の開催、必要に応じた生活困窮者自立支援制度の各事業の実施主体との連絡調整等

(4) その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援

※(2)以外の実施方法としては、拠点形式に限らず家庭訪問等による実施も可能。

4 留意事項

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づくひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援事業や社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）に規定する学習の機会を提供する事業（地域と学校の連携・協働体制構築事業における地域未来塾）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく児童育成支援拠点事業その他関連する施策との連携を図るよう努めること。

(2) 関係機関との連携、特に、教育委員会、学校との連携・調整を行うこと。

連携にあたっては、「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について」（平成 27 年 3 月 27 日社援地発 0327 第 7 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を参照しつつ、事業趣旨の共有や学校等が把握している子どもの情報が共有されやすい関係を構築するほか、事業の対象となる子どもの掘り起こしや、支援者となる地域の教員 O B 等の紹介につながるという視点も持って、積極的にこれを行うこと。

(3) 必要に応じ、子どもと保護者の双方に必要な支援を行うことを検討すること。

(4) 子どもの貧困の解消には世帯全体の課題解決も不可欠であり、本事業を通じ、複合的な課題を抱える保護者などを自立相談支援事業等につな

げることが必要となる場合には確實にこれを行うこと。

- (5) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人（保護者）から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。
- (6) 支援の充実のためにも、生活支援の観点から取り組まれている、地域や民間の実践（料理体験や職業体験、ワークショップ等）と連携し、子どもの将来の自立に向けた様々な経験・体験の提供を検討すること。